

議案第 15 号

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和元年11月28日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例

鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
| | |

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（県土整備部と共管）

(16) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項（総務部及び県土整備部の所管に係るものを除く。）

(5)～(15) 略

(総務部の所掌事務)

第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(14) 略

(15) 略

(生活環境部の所掌事務)

第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項

(5)～(15) 略

(県土整備部の所掌事務)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

(7) 産業廃棄物処理施設（公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限る。）の設置許可に関する事項（総務部と共管）

(県土整備部の所掌事務)

第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。